

退職後の健康保険について

～ 退職した後は ～

退職後は健康保険組合の資格を失い、その方の状況に応じた健康保険に加入します。

- ① 『再就職する場合』再就職先が加入している健康保険の被保険者になる
- ② 当健康保険組合の任意継続被保険者になる
- ③ 国民健康保険に加入する
- ④ 配偶者や子どもの被扶養者になる



～ 引き続き当健保組合に加入するとき（任意継続被保険者制度）～

退職までに継続して2ヶ月以上被保険者であった人は、退職後2年間は継続して健保組合に加入できます。

・加入手続き

「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」を資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に健保組合に提出してください。

・保険料

任意継続被保険者の保険料は下記のうち、いずれか低いほうの標準報酬月額に保険料率を掛けて計算されます。事業主負担がなくなるため全額を本人が負担します。

- ① 被保険者の退職前の標準報酬月額
- ② 当健康保険組合の全被保険者の平均標準報酬月額

・保険料納付方法

毎月1ヶ月分ずつその月の10日（10日が土曜、日曜、祝日の場合は翌営業日）までに納付する月払いの他、半年前納と1年前納から選択できます。

納付方法：指定の納付書を使って窓口またはATMからの納付となります。引落しはできません。

・任意継続被保険者の資格を喪失するとき

次のいずれかに該当するときは、被保険者の資格を喪失します

- ① 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき
- ② 再就職して、他の健康保険の被保険者になったとき
- ③ 後期高齢者医療の被保険者（75歳以上）になったとき
- ④ 保険料を納付期日までに納付しなかったとき
- ⑤ 被保険者が死亡したとき
- ⑥ 脱退を希望し、申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき

～ 退職後も受けられる保険給付 ～

・傷病手当金・出産手当金の継続給付

退職前に継続して1年以上被保険者だった人が退職したとき、傷病手当金または出産手当金を受けているか、受ける条件を満たしていれば、支給期間が満了するまで受けられます。

・退職後の出産

退職前に継続して1年以上被保険者だった人（被扶養者は除く）が、退職後6ヶ月以内に出産したときは、出産育児一時金を受けられます。なお、資格喪失後、配偶者の被扶養者となった場合、そちらの家族出産育児一時金を受けるか選択することができ、重複しては支給されません。

・退職後の死亡

被保険者だった人（被扶養者は除く）が、①退職後3ヶ月以内に死亡したとき、②傷病手当金・出産手当金の継続給付を受けている間に死亡したとき、またはこれらの給付を受けなくなってから3ヶ月以内に死亡したときには、埋葬料（費）が支給されます。

～ 保健事業について ～

・健康応援アプリ「PepUp」は、退職後90日間利用できます。ペップポイントも資格喪失から90日後に通知なく失効します。任意継続被保険者になられた方は、任意継続被保険者期間中は従来通り使用いただけます。任意継続退後は、上記の退職後と同様の運用となります。

・任意継続被保険者の方

人間ドックの補助につきましては、任意継続被保険者加入期間中が補助対象となります。次年度の申込みについては3月頃個別に通知いたします。特定健診受診券は5月に送付いたします。また、機関誌「けんぼだより」もご自宅へ発送いたします。



～ 退職後の健康管理について ～

今まで当健康保険組合にご加入頂きまして誠にありがとうございました。

これからも健康第一に「**自分の健康は自分で守る**」を意識していただき、日々の生活において健康に良い食事（**飲み過ぎない・食べ過ぎない**）や運動習慣（**ウォーキングや散歩**）を心掛けていただきたいと思います。

退職されて体調を崩される方も少なくありません。これからも**健診を毎年受診**して、健康管理に十分ご留意いただき、健康で幸せな人生を歩まれますことを心よりお祈りしております。